

富士宮市週休 2 日推進工事特記仕様書

(目的)

第 1 条 本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保・育成のため、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休 2 日推進工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上とする。

(5) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が 28.5% に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

(発注)

第 3 条 週休 2 日推進工事の発注は、発注者指定型による発注とし、対象工事については、施工条件明示事項に明記する。

なお、費用の計上を行う工事においては、達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

(実施方法)

第 4 条 週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

1 第 2 条の対象工事のうち費用の計上を行わない工事においては、工事完成時、受注者は週休 2 日達成状況報告表(別紙 1 を参考とする)を監督員に提出するものとする。

2 費用の計上を行う工事においては、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表(別紙 2 を参考とする。)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率等について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率等に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第5条 森林工事においては、静岡県が別に定める「週休2日推進工事
積算要領（森林工事）」を準用し、費用の計上を行うものとする。